

# ほろにか

令和2年1月15日  
全国卸売酒販組合中央会

## 「年頭所感」

国税庁酒税課長  
杉山 真

全国卸売酒販組合中央会及び傘下の組合員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。日頃は、酒税及び酒類行政はもとより、税務行政全般について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は大規模な災害が続けて発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。災害により被害を受けられた皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。国税庁においては、被災状況等に十分配慮し、納税者の皆様の立場に立った丁寧な対応を行ってまいります。

令和2年の年頭に当たり、今後の酒税及び酒類行政の取組について、所感を申し述べたいと思います。

第一に、日本産酒類の輸出促進をはじめとする「酒類業の振興」について申し上げます。

国税庁においては、法律を執行する法執行官庁であることは勿論のことですが、加えて、酒類業界の一層の発展のため、事業所管官庁としての役割、或いは政策官庁としての役割をより積極的に発揮していくよう、近年、取り組んでおります。

この中で、国税庁のみならず、政府全体で取り組んでいる農産物・食品の輸出拡大やクールジャパン戦略の一環として、日本産酒類の輸出拡大は、政府全体として最大の政策課題の一つになっています。

そのため国税庁では、EPA等の国際交渉を通じ、関税や輸入規制の撤廃、地理的表示の相互保護を進めているほか、令和2年度予算において大幅な増額を確保し、輸出促進の取組みを抜本的に拡充していくこととしています。具体的

には、販路開拓支援や国際的なプロモーションを強化するとともに、新規にブランド化や酒蔵ツーリズムを推進するほか、酒類総合研究所による技術支援を拡充します。更に、国税庁酒税課に輸出促進室を新設します。

また、卸中央会におかれましては、従来から輸出実施システムに取り組んでいただいております。今回、こうした皆様方の取組みをお手伝いし、更に国税庁としても発展させるべく、ジェトロやJFOODOなどの政府の関係機関と連携し、「日本産酒類輸出促進コンソーシアム（仮称）」の構築を検討しているところです。

このコンソーシアムでは、国税庁や卸中央会に加え、ジェトロ、JFOODOなどが運営主体となり、輸出に意欲的に取り組もうとする卸売業者と酒類製造者等のマッチングを支援するほか、各種支援メニューを総合的に提供していくことを考えておりますので、卸売業者の皆様も積極的にご参加いただければと思います。

日本産酒類の輸出拡大については、卸売業界の皆様が果たすことができる役割は大きく、各地の酒類製造業者等からの期待も大きいところです。皆様におかれましては、業界全体をリードするなど、引き続き、積極的に役割を果たされることを期待しております。

国税庁としても、酒類業振興の観点から、引き続き関係省庁・機関とも連携しながら、酒類業者の方々の自主的かつ意欲的な取組に対する一層の支援に努めてまいります。

第二に、「酒類の公正な取引環境の整備」について申し上げます。

議員立法による酒税法等の一部改正に基づき策定した「酒類の公正な取引に関する基準」の定着のため、国税庁としましては、引き続き、問題があると考えられる酒類業者に対して、深度ある取引状況等実態調査を実施するとともに、基準等に則していない取引が認められた場合には、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、適正かつ厳正に対処してまいります。

また、販売管理費の算定方法など、公正取引に関する疑問点、ご質問があれば、具体的なお質問を中央会経由で、国税庁にお寄せをいただければと思います。基準等の取扱いを明確化していくことは、問題のある酒類業者に対する牽制にも繋がり、また、そうした点を端緒として、問題取引についてもしっかりと対応してまいります。

酒類の公正な取引環境を実現するためには、酒類業者の皆様の自主的な取組も大変重要となります。皆様方におかれましても、引き続き、公正取引の確保に向けた自主的な取組を推進されますようお願いいたします。

最後に、「社会的要請への対応」について申し上げます。

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、20歳未満の者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。

同法に基づき、平成28年5月に「不適切な飲酒の誘引の防止」などを盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定され、関係する省庁や関係団体等が一体となって、同計画に掲げられた施策に取り組んでいます。

更に現在、「第2期アルコール健康障害対策推進基本計画（令和3年4月から令和8年3月）」の策定に向けた議論が進められており、国税庁としても、引き続き、酒類業界等と一体となって、20歳未満の者や妊産婦など飲酒すべきではない者の飲酒の誘引防止やアルコール健康障害の発生防止等の取組を推進するなど、酒類に関する社会的要請に積極的に対応してまいります。

結びに、新しい年、令和2年が全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様方にとりまして、御多幸と御繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

## ○ 中央会からのお知らせ

### (1) 「ほろにが」の発行方法の変更について

「ほろにが」につきましては、長年にわたり多数の方々からご寄稿をいただき毎月発行を続けて参りましたが、この度、その発行方法の見直しを行い、令和2年からは四半期ごとの発行（1月、4月、7月、10月）とさせていただきますことになりました。

今後とも記事内容の充実に努めて参りますので、皆様方のご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。